

29. 7. 24  
沖縄防衛局

普天間飛行場東側沿いの土地の返還に関する実施計画等について

普天間飛行場東側沿いの土地の返還に関する実施計画等について、別添のとおり決定しました。

- 添付資料： 1. 駐留軍用地の返還に関する実施計画（変更）  
2. 返還実施計画（変更）の案に係る意見に対する回答

(問い合わせ先)

沖縄防衛局 企画部 地方調整課  
連絡調整室長 阿波根 庸二  
098-921-8131(225)

沖縄防衛局 管理部  
返還対策課長 松並 大二郎  
098-921-8131(430)

## 駐留軍用地の返還に関する実施計画（変更）

返還が合意された施設及び区域の名称	F A C 6 0 5 1 普天間飛行場
返還に係る区域	(別図のとおり)
返還の予定面積	4 2 , 7 5 4 . 2 1 m <sup>2</sup>
返還の予定時期	平成 2 9 年 7 月 3 1 日
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物 その他土地に定着する物件	<p>1 概要  (1) 建物：なし  (2) 土地に定着する物件：工作物一式</p> <p>2 除却をすとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間  約 2 年（注）</p>
返還に係る区域において国が行う調査  (調査の事項) <input checked="" type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の有無	<p>1 調査を行う区域の範囲  4 2 , 7 5 4 . 2 1 m<sup>2</sup></p> <p>2 調査の方法  別紙のとおり</p> <p>3 調査に要すると見込まれている期間  約 2 年（注）</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針  別紙のとおり</p>

※ 1 引渡しまでに要する期間については、上記表内の「除却をすとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間」及び「調査に要すると見込まれる期間」を単に合算した期間とはならない。

※ 2 「調査に要すると見込まれる期間」には、調査に要する期間だけでなく、調査の結果、確認された土壌汚染等の処理期間も含んでいる。

(注) 宜野湾市の道路整備計画における 2 工区と 4 工区については、宜野湾市から早期引渡しの要望があるため、支障除去措置を早期に完了させ、土地を引渡すこととする。

また、土地の引渡しについては、宜野湾市が実施する文化財調査の進捗に対応するものとする。

## 2 調査の方法

当該返還に係る区域（以下「当該区域」という。）について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

### (1) 土壌の汚染の状況

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める「特定有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、土壌汚染対策法施行規則、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）、油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

### (2) 水質の汚濁の状況

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める「有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」並びに「鉱油類」について、当該区域の使用履歴調査、公共用水域の有無及び実施済みの水質検査について調査を行い、当該調査結果に基づき試料採取等を実施し、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成 8 年 9 月 19 日環境庁告示 55 号）、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、油汚染対策ガイドラインで定める方法により試料を測定し、水質の汚濁の状況を調査する。

### (3) 不発弾その他の火薬類の有無

過去の文献や聞き取り等による資料等調査を行い、不発弾等の弾種等を把握した上で、弾種等に応じた貫入深度予測調査を行い、当該調査結果に基づき磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

### (4) 廃棄物の有無

不発弾等調査に併せて地中レーダー探査等の方法により廃棄物の有無を調査する。

上記（1）から（4）までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。

## 4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針

### (1) 土壌の汚染

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

### (2) 水質の汚濁

調査の結果、確認された水質の汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

### (3) 不発弾その他の火薬類

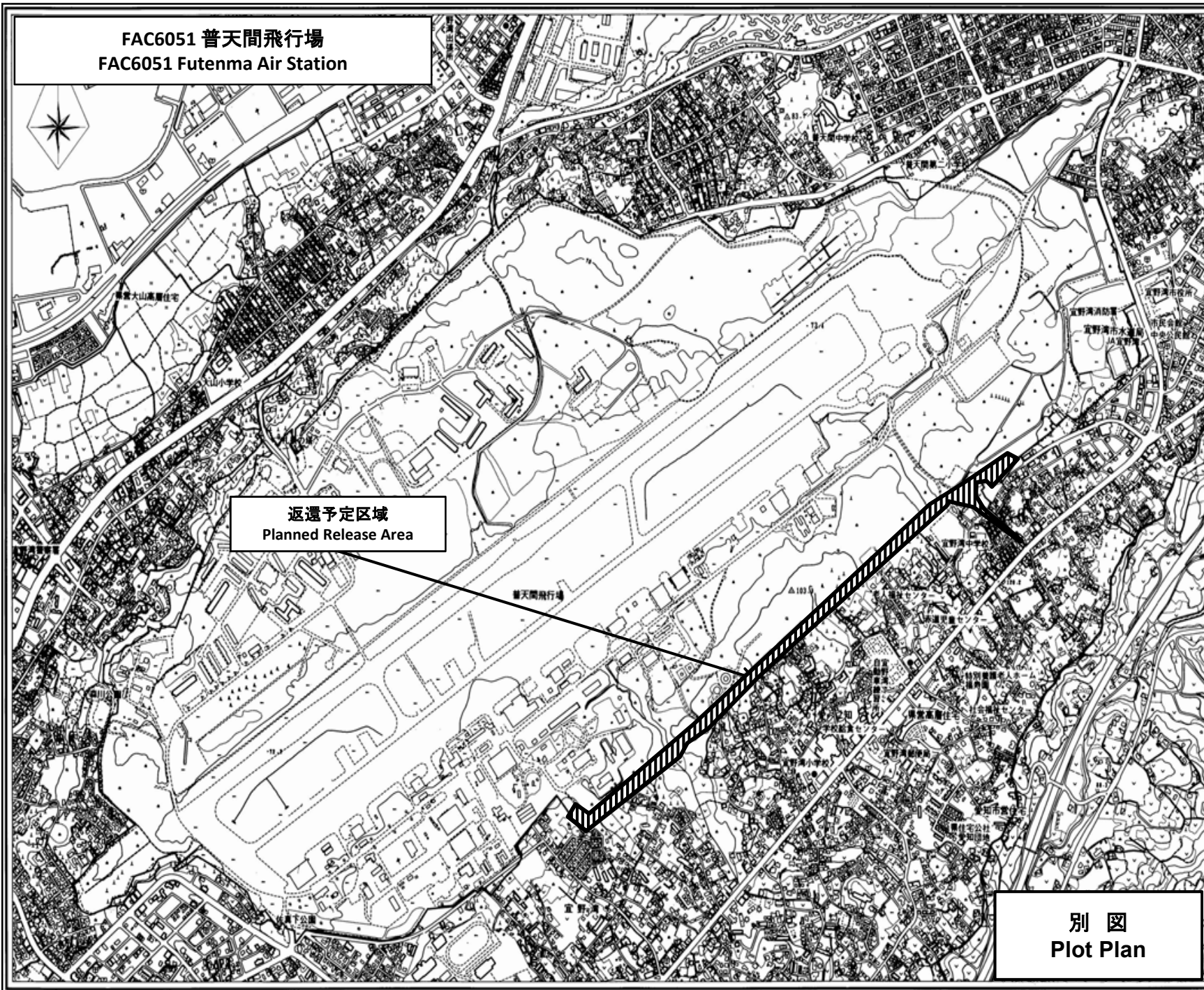
確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成 16 年 3 月沖縄不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

### (4) 廃棄物

調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に基づき適切に処理する。



FAC6051 普天間飛行場  
FAC6051 Futenma Air Station



返還予定区域  
Planned Release Area

別図  
Plot Plan

「返還実施計画（変更）の案」に対する沖縄県及び宜野湾市の意見への回答

○ 沖縄県

（総括的事項）

1. 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下、「跡地利用推進法」という。）」に基づき、当該区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壤汚染・不発弾の除去等の支障の除去に関する措置を徹底して講ずること。

【企画調整課】

（回 答）

普天間飛行場の一部返還（東側沿い）に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づく返還実施計画を定め、米軍の使用に起因するものに限らず土壤汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還が合意された区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。

（返還対策課）

2. 土地の使用履歴や土地の区画形質の改変状況の情報収集、米軍及び元軍雇用員等の関係者への聞き取り等を実施する資料等調査報告書について、速やかに提出すること。

【企画調整課】

（回 答）

資料等調査においては、返還される施設・区域の全部について、土壤汚染や水質汚濁、不発弾等の蓋然性を確認するため、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者を含む。）及び地元古者等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしており、その調査結果については、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）に対し適切に情報提供してまいります。

（返還対策課）

(関係機関との調整)

3. 当該区域の返還については、適宜、関係する地方公共団体に情報提供と協議を行い、地元の意向を踏まえ対応すること。

【基地対策課】

(回 答)

沖縄防衛局は、本件返還に関して、これまで宜野湾市に対して適宜情報提供や意見聴取を行っており、引き続き、適切に対応してまいります。

(連絡調整室)

4. 土壌の汚染の状況に関する調査、水質汚濁の状況に関する調査、不発弾その他の火薬類の有無に関する調査及び廃棄物の有無に関する調査（以下、「支障の除去に関する措置の各調査」という。）に係る具体的な計画の立案及び調査実施に際しては、関係機関と事前に協議すること。

【企画調整課、環境政策課、環境整備課】

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

5. 支障の除去に関する措置の各調査の計画や結果が適切であるかを判断するには、現地確認が必要になることもあることから、関係機関が立入調査を求めた場合には、速やかに応じること。

【企画調整課】

(回 答)

関係機関（沖縄県、宜野湾市など）から必要な立入調査を求められた場合は、適切に対応してまいります。

(返還対策課)



(県民等への情報提供)

6. 支障の除去に関する措置の各調査に係る具体的な計画及びその結果（土地の使用履歴に関する情報含む）については、速やかに関係機関及び県民に情報提供すること。

【環境政策課、企画調整課】

(回 答)

支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関（沖縄県、宜野湾市など）及び県民への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(文化財の保護)

7. 当該区域には、埋蔵文化財が所在することから、支障除去等に際して地形改変を伴う行為を行う場合は、事前に所在市教育委員会と十分調整すること。

【教育庁文化財課】

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たり、埋蔵文化財への対応については、事前に所在市教育委員会と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

8. 当該区域内には、天然記念物の動物種が生息している可能性があることから、支障の除去に関する措置の各調査及び措置を講ずる際には、文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例を遵守し、各種天然記念物の現状を把握した上で、その保存に影響を及ぼす行為を行わないよう、最大限配慮すること。

また、調査及び作業中にこれらの天然記念物を発見した場合は、文化財保護法第125条及び沖縄県文化財保護条例第36条に抵触することがないように、作業を中断し、速やかに所在市教育委員会に連絡すること。

【教育庁文化財課】

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たり、天然記念物が確認された場合は、必要に応じた保全措置の検討を行うとともに、対応については所在市教育委員会と調整を行った上で、必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

(返還対策課)

(自然環境等調査の実施・活用)

9. 支障の除去に関する措置の各調査に係る具体的な計画については、沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン（平成29年3月 沖縄県）（以下、「ガイドライン」という。）の方法に沿って、当該区域及びその周辺で国、県あるいは周辺市町村が過去に実施した自然環境等に関する調査の結果や、日本環境管理基準（JEGS）に基づき米軍が絶滅危惧種の保護のために行った調査結果や管理計画等を収集するなど、資料等調査を徹底して行った上で、立案すること。

【環境政策課】

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たり、希少動植物が確認された場合は、必要に応じた保全措置の検討を行うとともに、対応について関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

(返還対策課)

10. 重要な自然環境が残存する場所において支障の除去に関する措置の各調査や支障除去作業を行わざるを得なく、自然環境への影響を回避することが困難な場合は、ガイドラインの方法に沿って、低減措置あるいは代償措置を検討し、実施すること。また、実施するとした環境保全措置については、その具体的な内容を示すこと。

なお、これら環境保全措置は、低減措置を優先して検討し、代償措置は必要に応じて検討すること。

【環境政策課、自然保護課】

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、自然環境及び天然記念物等への対応について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

11. 資料等調査では、外来種も調査対象とし、支障の除去に関する措置の各調査及び支障除去作業において、外来種の生息又は生育が確認された場合は、除去に努めるとともに、外来種が周辺地域へ逸出しないよう対策を講ずること。

【環境政策課、自然保護課】

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、外来種等への対応について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)



(土壤汚染調査等)

12. 土壤汚染については、ガイドラインに沿って、土壤汚染関連国内法（土壤汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）において規制基準の設けられている物質のうち、沖縄の米軍基地では土壤汚染が起きる可能性が否定できない物質の土壤汚染概況調査を実施すること。

【環境政策課、環境保全課】

(回 答)

土壤汚染調査に当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、適切に講じてまいります。調査において土壤汚染が確認された場合には、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

13. 米軍基地内は、国内一般地域と比べ、化学物質の利用に特殊性があることから、土壤汚染調査に際しては、ガイドラインに沿って、土地の資料履歴（訓練や事故等）等の当該区域に関連する情報を十分に収集し、土壤汚染関連国内法において規制基準の設けられている物質に限らず、例えば米国内の米軍基地のうち「飛行場」で調査がなされ汚染が確認された物質など、当該区域でその存在可能性が高いと考えられる物質についても、土壤汚染概況調査を実施すること。

【環境政策課】

(回 答)

土壤汚染調査に当たっては、事前に資料等調査において返還される施設・区域の全部について、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者を含む。）及び地元古老等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査することとしています。

なお、調査において土壤汚染が確認された場合には、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

14. 県が実施した調査の結果、普天間飛行場下流域の地下水からPFOS・POFAが高濃度で検出されたことから、これらの項目について、土壤汚染概況調査を実施すること。

なお、返還の前に当該区域の一部で盛土工事が実施されていることから、盛土に用いられた土が基地内から移動してきたものであれば、当該土の汚染の状況についても、PFOS・PFOAに関する調査を実施すること。

【環境政策課、環境保全課】

(回答)

土壤汚染調査については、資料等調査において本返還地周辺の既存の調査結果等も確認した上で、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、関連法令に定める方法により、適切に実施してまいります。

(返還対策課)

15. 土壤汚染調査及び水質汚濁調査の結果、汚染が確認され、周辺住民に影響を及ぼすおそれがある場合は、その対策について、ガイドラインに沿った住民参画を実施すること。

【環境政策課】

(回答)

調査において、周辺住民に影響を及ぼす土壤汚染等が確認された場合は、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）の御意見を伺いながら必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

(返還対策課)

(不発弾探査等)

16. 不発弾等について、過去の文献や聞き取り調査の結果、把握した貫入予測調査の結果を提供すること。

併せて、磁気探査等について、調査箇所及び調査方法を明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

資料等調査の結果や磁気探査等の調査箇所及び調査方法については、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）に対し適切に情報提供してまいります。

(返還対策課)

17. 確認された不発弾等については、「不発弾等処理対策便覧に基づき適切に対応する」とあるが、土地の引渡しが完了するまでに確認された不発弾等の処理については、跡地利用推進法を踏まえ、戦後使用弾を含め全て国において処理すること。  
万が一、引渡し後に発見される不発弾等についても、全て国において処理すること。  
併せて、戦時中の不発弾等及び戦後使用弾の処理の流れや処理までの役割分担を、関係機関と十分調整の上、明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回 答)

不発弾の処理については、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

当局としては、土地の引き渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引き渡し後に不発弾等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(森林の伐採が必要となった場合における対応)

18. 当該区域については、地域森林計画の対象となっている民有林が一部含まれることから、森林の伐採にあたっては、「伐採及び伐採後の造林の届出」（森林法第10条の8）等、森林法に則って適切に対応すること。

【森林管理課】

(回 答)

支障除去措置に必要な立木の伐採は、必要最小限の範囲に留めることといたします。

なお、立木の伐採が必要となる場合は、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整の上、必要な手続きを適切に行ってまいります。

(返還対策課)

## ○ 宜野湾市

(はじめに)

「沖縄県における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」では、「返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずる」と規定されていることから、当該土地の跡地利用に支障がなく、地権者や市民に不安を与えないように同法の趣旨及び基本理念に則り実効性のある取り組みを徹底していただきたい。

(回 答)

普天間飛行場の一部返還（東側沿い）に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づく返還実施計画を定め、米軍の使用に起因するものに限らず土壌汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還が合意された区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。

(返還対策課)

(各種調査について)

1. 各種調査及び支障除去の実施にあたっては、国の法律に基づくものだけでなく、関係地権者や市民の安全・安心な生活のため、国際的な基準や「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」を活用して幅広く調査を実施していただきたい。

(地主会)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、跡地利用特措法第8条第7項に基づき、適切に講じてまいります。調査において土壌汚染が確認された場合には、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

2. 返還前の資料等調査や土地の利用計画に基づくだけでなく、事前に関係地権者等と十分に協議していただいた上で意向に沿った調査を実施して頂きたい。

(地主会)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

3. 各種調査に係る手法等については、事前に関係機関と調整の上、実施していただきたい。

(まち未来課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

4. 調査の情報を事前に関示していただくとともに、経過状況と調査結果を関係地権者や県民・市民に対して速やかに開示していただきたい。また、状況に即して、説明会の実施、広報誌・ホームページへの掲載、官報への告示等、幅広く情報提供していただきたい。

(地主会)

(回 答)

支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関（沖縄県、宜野湾市など）及び県民への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(支障除去について)

5. 支障除去措置を実施する際には、関係地方公共団体、地権者ならびに周辺住民に対して、事前に十分な説明と情報公開を行い、意見があった場合はそれらに真摯に対応するなどして、不安や誤解を招かないよう対応していただきたい。

(まち未来課、基地渉外課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

6. 支障除去措置に係る手法等については、事前に関係機関と調整の上、実施していただきたい。

(まち未来課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

7. 調査の結果、土壌及び水質等の汚染が確認され、民地側への影響が疑われる場合は、民地部分においても調査を行うとともに、必要に応じて周辺住民の健康調査を実施するなど、必要な対策を講じていただきたい。

(基地渉外課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(不発弾等について)

8. 返還後に予定しうる土地利用のみならず、恒久的な土地利用に支障が発生することが無い様、想定される全ての埋没不発弾の貫入深度の計算を行い埋没不発弾の探査を実施すること。

なお、貫入深度計算が実施できない場合は、最大深度※1を対象に探査すること。

また、やむを得ず探査を実施できない場合は、防衛局にて瑕疵責任を負うこととして、将来的に支障除去の必要が発生した際は、真摯に対応して頂きたい。

※1：最大深度：5インチ砲弾3.5m、50kg爆弾5.5m、250kg爆弾10.0m

(出典：磁気探査実施要領（案）沖縄総合事務局 H24.10)

(土木課)

(回 答)

不発弾の探査については、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

当局としては、土地の引き渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引き渡し後に不発弾等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(返還対策課)



9. 駐留軍用地の返還に伴う不発弾処理については、民間地での処理を前提としている「不発弾等処理対策便覧」にとらわれることなく「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」の考えに基づき、国が主体的に対応していただきたい。

(市民防災室)

(回 答)

不発弾の処理については、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(文化財等について)

10. 返還に係る区域において国が行う調査については、事前に埋蔵文化財の取扱いについて宜野湾市教育委員会と協議をすること。

また、協議の結果、発掘調査が必要となった場合には、調査を円滑に進めるため、当該区域内の自然環境及び既設構造物等の取扱いについて、事前に関係機関とも十分な協議を行うこと。

(文化課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たり、埋蔵文化財の対応については、事前に所在市教育委員会と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

11. 当該区域内には、市指定天然記念物の「ウデナガサワダムシ」が生息している可能性があります。返還に係る区域において国が行う調査については、文化財保護法等に基づき、当該天然記念物の保護に配慮すること。

(文化課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たり、天然記念物が確認された場合は、必要に応じた保全措置の検討を行うとともに、対応については、所在市教育委員会と調整を行った上で、必要な支障除去措置を適切に講じてまいります。

(返還対策課)

1 2. 文化財が発見された場所または文化財があると思われる場所において、不発弾が発見され現地で処理する必要がある場合やその他の事情で土地の改変の必要がある場合、市文化課と調整するとともに関係地権者や地元にも情報を提供していただきたい。

(地主会)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たり、埋蔵文化財への対応については、事前に所在市教育委員会と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

なお、支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関（沖縄県、宜野湾市など）及び県民への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(工事作業等に伴う周辺環境への配慮について)

1 3. 工事機械及び作業に伴う騒音・振動防止対策、砂ぼこり対策、工事車両出入りに伴う交通安全等対策、ハブ対策など、周辺住民への住環境への配慮策を講じていただきたい。

(基地渉外課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(道路整備事業計画との整合性について)

1 4. 本市が進めている市道宜野湾11号道路整備事業の計画地においては、事業計画と整合を図り支障除去の実施をして頂きたい。

(土木課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

1 5. 支障除去の実施に際しては、現地に設置されている測量鋸・杭等を破損しないよう十分留意して頂きたい。やむを得ず、一時的な撤去が必要な場合においては、支障除去作業完了後に、適切な測量精度管理を行った上で再度設置して頂きたい。

(土木課)

(回 答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(支障除去措置後の汚染物質等について)

16. 土地の引渡し後に汚染物質等が発見された場合にも、国の責任において適切に処理していただきたい。

(まち未来課)

(回 答)

当局としては、土地の引き渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引渡し後に土壌汚染等が確認された場合には、土地の所有者及び関係機関（沖縄県及び宜野湾市など）と調整し、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(情報開示について)

17. 調査、措置等の各段階において、関係機関並びに地権者、市民に対しその都度、速やかに情報開示をしていただきたい。

(基地渉外課)

(回 答)

支障除去措置の計画及び調査結果に関する関係機関（沖縄県、宜野湾市など）及び県民への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

(返還対策課)

(その他)

18. 沖縄県から提出された、平成29年5月16日付け文書（企企第250号）についても、誠実に対応していただきたい。

(基地渉外課)

(回 答)

支障除去を講ずるに当たっては、関係機関（沖縄県、宜野湾市など）と調整し、適切に対応してまいります。

(返還対策課)